

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、地震により京都市において「震度 5 弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市で震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※下校後、深夜0時まで発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

※また、京都市で震度5弱未満の場合でも、居住する市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合には、登校を控えてください。

(2) 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後、下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。